

● 経過的加算

60歳前半の特別支給の老齢厚生年金(男性の場合で、昭和16年4月2日以後昭和24年4月1日生の者に限る。女性の場合は男性に比し5年遅れ)(日本年金機構ホームページより引用)の額には、「定額部分の額」が支給されることになっています。これは、65歳からの「老齢基礎年金」に相当する部分とされていますが、ただ、「定額部分の額」は、20歳前及び60歳以降の期間が反映されるなどの理由により、「老齢基礎年金」に比し高い額になるとされています。「老齢基礎年金」が支給される65歳になって、それまでに支給されていた「定額部分の額」より少ない「老齢基礎年金」が支給されることで、途端に年金額が減少することがないように、その差額分を「経過的加算」として支給することとされています。その計算式は下記の通りとなります。

(計算式)

「定額部分の額」-<老齢基礎年金の満額×昭和36年4月1以降で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数/480(生年月日が昭和21年4月2日以降の者の場合の上限月数)>

(事例集)

標準的な事例をAからEまで掲げてみました。皆様の場合がどれに一番近いかご検討の上、Excelで作成した図表を適宜カスタマイズして、皆様の事例では「経過的加算」の額がどのくらいになるのかの参考資料としていただければ幸いです。

経過的加算に係る事例表

事例	20歳未満	20歳～60歳		60歳以後
		20歳～60歳 国民年金(第2号被保険者) 厚生年金保険(480か月)	20歳～60歳 国民年金(第2号被保険者) 厚生年金保険(480か月)	
A 20歳から定年(60歳)まで会社員として働いた場合				
B 高校卒業後40年間会社員として働き、定年(60歳)前に退職した場合	18歳～19歳★		20歳～58歳 国民年金(第2号被保険者) 厚生年金保険(480か月)	
C 高校卒業後定年(60歳)まで会社員として働いた場合	18歳～19歳★		20歳～60歳 国民年金(第2号被保険者) 厚生年金保険(504か月)※	
D 大学卒業後定年(60歳)まで会社員として働き、その後2年間雇用延長した場合		20歳～21歳※ 国民年金(第1号被保険者)	22歳～60歳 国民年金(第2号被保険者) 厚生年金保険(480か月)	61歳～62歳★
E 大学卒業後定年(60歳)まで会社員として働き退職した後、2年間だけ国民年金任意加入被保険者として保険料を納付した場合		20歳～21歳※ 国民年金(第1号被保険者)	22歳～60歳 国民年金(第2号被保険者) 厚生年金保険(456か月)	61歳～62歳 国民年金任意加入被保険者

★ 国民年金第2号被保険者の20歳前と60歳以後の期間は「合算対象期間」として、老齢基礎年金の支給資格期間には算入されるものの、老齢基礎年金の額の計算の基礎とはしません。

※ D及びEの20歳～21歳の期間は学生で、国民年金第1号被保険者であるが、「学生納付特例」の適用を受けた場合は、保険料の納付は全額免除され、その間は保険料全額免除期間に算入されます。当該期間は、追納をしない限り、老齢基礎年金の支給資格期間には算入されるものの、老齢基礎年金の額の計算の基礎とはしません。

※ Cの厚生年金保険の被保険者期間の月数は504か月であるが、定額部分については、被保険者期間の月数には上限(480か月)が設定されており、仮に、480か月を超えて厚生年金保険に加入しても、定額部分の額の計算は480か月を基に計算されることとなります。

	778,080
定額部分の額=①	778,080
定額単価(1,628円×令和4年度改定率0.996≒1,621円)	1,621
支給乗率(S21.4.2以後に生まれた者の場合)	1,000
厚生年金保険の被保険者期間の月数	480
A&C 老齢基礎年金の額=②	777,800
満額(780,900円×令和4年度の改定率0.996≒777,800円)	777,800
S36.4.1以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数	480
480	480
経過的加算の額=①-②	280

(PDFは[こちら](#)から)

	定額部分の額=①	778,080
	定額単価(1,628円×令和4年度改定率0.996≒1,621円)	1,621
	支給乗率(S21.4.2以後に生まれた者の場合)	1,000
	厚生年金保険の被保険者期間の月数	480
B&D	老齢基礎年金の額=②	738,910
	満額(780,900円×令和4年度の改定率0.996=777,800円)	777,800
	S36.4.1以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数	456
	480	480
	経過的加算の額=①-②	39,170

	定額部分の額=①	739,176
	定額単価(1,628円×令和4年度改定率0.996≒1,621円)	1,621
	支給乗率(S21.4.2以後に生まれた者の場合)	1,000
	厚生年金保険の被保険者期間の月数	456
E	老齢基礎年金の額=②	738,910
	満額(780,900円×令和4年度の改定率0.996=777,800円)	777,800
	S36.4.1以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数	456
	480	480
	経過的加算の額=①-②	266

(PDFは[こちら](#)から)